２０２４年度募集要項

日本人留学生助成

公益財団法人 KDDI 財団

公益財団法人 KDDI 財団は、国際的視野に立ち、幅広い人々との国際間交流の振興を図り、調和ある健全な世界の発展に寄与することを目的とし、海外留学を志す学生を支援いたします。

１．　申請資格

（１）　留学する確固とした意志のある者（助成決定の後、就職等で辞退しないこと）

（２）　日本国籍を有する者（在日外国人、二重国籍、日本永住権を有する者は応募不可）

（３）　２０２４年４月１日現在３５才以下である者

（４）　申込時に当財団が推薦を依頼する大学院（以下、「指定校」と表記）に在籍し、日本国内に居住している者（助成時に修了している者も応募可）

（５）助成開始時に、団体、組織等との間に雇用契約がない者（ただし、留学先大学から支給される奨学金や、TA、RA 等による収入を除きます）

２．研究内容

法律、政治、経済、社会、文化、技術、医療の各分野において、国際的視野に立ち、社会に貢献するテーマの研究

＊情報通信分野の進歩、発展に貢献するものを優先しますが、この限りではありません。

＊芸術、文学関連領域の研究、語学留学は対象外

３．助成の内容

（１）募集人数　　４名程度（１人の指導教授につき推薦できる留学生は１名に限る）

（２）対象留学　　２０２４年４月１日以降２０２５年３月３１日までに開始される留学

・留学期間は１年以上であること。（オリエンテーション期間は含まない）

・交換留学等留学先での授業料が発生しない留学は対象外

（３）助成金額　　２５万円／月　最長２年間（６００万円）

・学費、渡航費、生活費の一部とすることとし、返済義務は負わない

・他奨学金の併給可

・助成金は留学開始月より支払う（助成金支払開始時期の変更は不可）

（４）支払方法　　円建てで毎月金融機関第一営業日に日本国内開設の口座に入金

（５）留学先　　指定なし

（６）報告の義務　　助成金受給者には、報告書をご提出頂きます。

・１ 年以上１年半未満の留学：留学終了時に「成果報告書」を提出

・１年半以上の留学　：留学開始１年後に「進捗状況報告書」

留学終了時に「成果報告書」を提出

なお、報告の義務を怠った場合、助成金を返納していただく場合があります。

４．応募書類

（申請時）

ａ．「申請書 1」

ｂ．「申請書 2」

ｃ．「指導教授の推薦書」

ｄ．「留学先大学での必要外国語習得レベル証明書」

ｅ．「研究論文（任意提出）2 部まで

（留学開始後）

留学先大学の在学証明書（留学期間明示のもの）

（留学中、留学終了時）

「報告書」３．助成の内容（６）報告の義務をご参照

【重要】

提出書類はA4 サイズであること。また、各欄記述が枠に収まること（審査に影響します）

その他

（１）内定

内定は書類審査を経て、２０２４年１月中旬～２月初旬頃大学の担当者へ通知いたします。審査の経過及び内容はお知らせできませんので、予めご了承ください。

（２）決定

２０２４年３月開催の理事会にて決定いたします。

なお、本プログラム指定期間以内に留学を開始できない場合には助成を取り消します。

（３）助成金等の贈呈

贈呈の詳細については、決定を通知する際お知らせいたします。

（４）辞退

（５）助成の停止、取消等

下記事項のいずれかに該当する場合は、助成の停止または取消、すでに給付した助成金の全額または一部を返納していただく場合もあります

① やむをえない事由(病気等)により研究を継続することが困難であると認められる場合

② 虚偽の申告又は記載事項の一方的な変更を行った場合

③ 受給資格を喪失した場合

④ その他当財団の助成の趣旨に反する事情がある場合

（６）個人情報の保護と開示について

個人情報については法律およびＫＤＤＩ財団の内部規程に則り、適切な取り扱いを行います。ただし、対象者の助成情報は原則として公開とし、当財団で発行する広報誌に掲載します。

審査中、内定通知後にかかわらず、辞退される場合には速やかにご連絡ください。